

# 監査結果報告書

私ども監事は、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における国立大学法人お茶の水女子大学の業務執行について監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

## 1 監事の監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、本部並びに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）決算報告書につき検討を加えました。

役員と当法人との利益相反取引に関しては、必要に応じて役員から報告を求め調査いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。

なお、役員と当法人との利益相反取引は認められない。

平成21年 6月22日

監事 桐村晋次

監事 山田勝重